

## 少年法「改正」法案に反対する会長声明

少年法「改正」法案が、本年3月7日閣議決定され、国会に上程された。

同法案は、①犯罪被害者等の少年審判の傍聴規定の新設と、②犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の要件の緩和を内容とするが、少年の健全育成を図るといふ少年法の理念に反するおそれが高く、また被害者保護の観点からも問題が多いため、当会は、同法案に反対する。

そもそも犯罪を犯した少年は、その成長過程や資質などに大きな問題を抱えていることが多く、適切な自尊感情が育っていない場合が多い。重大事件を犯した少年ほど、その根は深い。そこで、少年司法は、刑事司法と異なり、非行事実の認定のみならず、非行をおこすに至った背景・要因を調査・分析し、少年の悩みや痛みを十分に受けとめながら、少年に内省を深めさせることを目的にしている。そのため、少年法22条は、「審判は、懇切を旨として、和やかに行う」ものとし、審判の非公開を定めているのである。

かかる日本の少年法の審判等は、一定の成果を上げ、国際的にも評価を受けている。

ところが、同法案のとおり被害者等の傍聴を認めることになれば、精神的に未熟な少年が緊張・萎縮し、心情を素直に述べたり、事実関係について十分に発言できなくなり、少年の真の反省が得られなくなる上に、誤った事実認定がなされるおそれが生じる。また、審判官・調査官・保護者が、プライバシーに関する発言を抑える結果、事件の解明が不十分になったり、被害者等の存在を意識して、審判が少年の責任追及だけの場になる懸念もある。

かかる事態は、被害者等が望む真相解明につながらないばかりか、事件後間もないため内省を十分に深めるに至っていない少年の不用意な言動により、被害者等が修復困難な心の痛手を負いかねない。

さらに、少年審判は刑事裁判と異なり事件発生から数十日以内に行われることが多く、少年も被害者や遺族も感情の動揺を抑えきれない状況にあり、また、一般に審判廷が刑事法廷とは異なり親密性を重視し非常に狭い空間であることから、保安上の問題も懸念される。

以上のように、被害者等の傍聴は、少年審判の教育的、福祉的機能を損ない、少年の健全な育成という理念の実現を妨げるおそれが高く、また、被害者保護の観点からも問題が多いといわざるを得ない。

また、同法案は、被害者等が閲覧、謄写できる記録の範囲を少年の身上経歴等に関する部分まで拡大することを認めるが、少年やその家族のプライバシーを過度に侵害し、少年の社会復帰と更生を阻害するおそれが高い。

被害者や遺族の権利保障のために今なすべきことは、各関係機関が被害者等に対し、平成12年改正法で導入された、被害者等による記録の閲覧・謄

写、被害者等の意見聴取、審判の結果通知の各制度について、被害者等が十分に活用できる体制を整備、充実させると共に、被害者等に対する早期の経済的精神的支援制度を拡充することである。

更に、修復的司法等の観点から、「被害者と加害者の協議・対話の場」を設けるべきであるが、諸外国の運用を見ても、「協議・対話」のためには、重大事件であればあるほどファシリテーター（調停者）等による場合によっては数年にわたる入念な準備が不可欠であり、事件から数十日以内の審判に向けてかかる準備を行うべきであるとするのは現実的ではない。したがって「協議・対話の場」については、諸外国の運用も参考にしつつ、審判とは別途設けることなども含めた十分な検討が必要である。

以上のとおり当会は、今回の改正法案に反対する。

以上

平成20年5月13日

愛媛弁護士会

会長 市川 武志